

平成 29 年度着手
令和 4 年度（変更第 1 回）
令和 8 年度（変更第 2 回）

県営土地改良事業計画概要書

（農地環境整備事業）

つくば地区

目 次

[全 体]	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
[Ⅰ]	土地改良事業計画変更理由・・・・・・・・	1
[Ⅱ]	土地改良事業計画の概要・・・・・・・・	2
第1章	目 的・・・・・・・・	2
第1節	事業の種類・・・・・・・・	2
第2節	事業の目的・・・・・・・・	2
第3節	関係地積・・・・・・・・	2
第2章	地域の所在及び現況・・・・・・・・	2
第1節	地 域・・・・・・・・	2
第2節	地 積・・・・・・・・	3
第3節	現 況・・・・・・・・	3
第3章	基本計画・・・・・・・・	4
第1節	農業用排水施設整備（用水）・・・・・・・・	4
第2節	農業用排水施設整備（排水）・・・・・・・・	4
第3節	農地保全・・・・・・・・	4
第4節	暗渠排水・・・・・・・・	4
第5節	環境配慮・・・・・・・・	5
第4章	工事又は管理の要領・・・・・・・・	6
第1節	工事・・・・・・・・	6
第2節	管理の要領・・・・・・・・	6
第5章	換地の要領・・・・・・・・	6
第6章	費用の概算・・・・・・・・	7
第7章	効 用・・・・・・・・	8
第8章	他の事業との関係・・・・・・・・	9
第9章	計画概要図・・・・・・・・	9
[Ⅲ]	県営土地改良事業によって造成される 土地改良施設の予定管理方法	11
[Ⅳ]	県営土地改良事業（つくば地区）における事業費及び 事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	12

[農業用排水施設整備(用水)]	・ ・ ・ ・ ・	14
[I] 土地改良事業計画の概要		
第 1 章	目 的 ・ ・ ・ ・ ・	14
第 1 節	事業の種類 ・ ・ ・ ・ ・	14
第 2 節	事業の目的 ・ ・ ・ ・ ・	14
第 3 節	関係地積 ・ ・ ・ ・ ・	14
第 2 章	地域の所在及び現況 ・ ・ ・ ・ ・	14
第 1 節	地 域 ・ ・ ・ ・ ・	14
第 2 節	地 積 ・ ・ ・ ・ ・	15
第 3 節	現 況 ・ ・ ・ ・ ・	15
第 3 章	基本計画 ・ ・ ・ ・ ・	15
第 1 節	農業用排水施設整備 (用水) ・ ・ ・ ・ ・	15
第 2 節	環境配慮 ・ ・ ・ ・ ・	16
第 4 章	工事又は管理の要領 ・ ・ ・ ・ ・	17
第 1 節	工事 ・ ・ ・ ・ ・	17
第 2 節	管理の要領 ・ ・ ・ ・ ・	17
第 5 章	換地の要領 ・ ・ ・ ・ ・	17
第 6 章	費用の概算 ・ ・ ・ ・ ・	17
第 7 章	効 用 ・ ・ ・ ・ ・	18
第 8 章	他の事業との関係 ・ ・ ・ ・ ・	19
第 9 章	計画概要図 ・ ・ ・ ・ ・	19
[II] 県営土地改良事業によって造成される		
	土地改良施設の予定管理方法 ・ ・ ・ ・ ・	21
[III] 県営土地改良事業 (つくば地区) における事業費及び		
	事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準 ・ ・ ・	22

[農業用排水施設整備(排水)]	23
[Ⅰ] 土地改良事業計画の概要	
第1章 目 的	23
第1節 事業の種類	23
第2節 事業の目的	23
第3節 関係地積	23
第2章 地域の所在及び現況	23
第1節 地 域	23
第2節 地 積	23
第3節 現 況	24
第3章 基本計画	24
第1節 農業用排水施設整備(排水)	24
第2節 環境配慮	25
第4章 工事又は管理の要領	25
第1節 工事	25
第2節 管理の要領	25
第5章 換地の要領	25
第6章 費用の概算	25
第7章 効 用	26
第8章 他の事業との関係	27
第9章 計画概要図	27
[Ⅱ] 県営土地改良事業によって造成される	
土地改良施設の予定管理方法	29
[Ⅲ] 県営土地改良事業(つくば地区)における事業費及び	
事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	30

[農地保全]	・・・・・・・・・・・・・・・・	31
[I]	土地改良事業計画の概要	
第 1 章	目 的・・・・・・・・	31
第 1 節	事業の種類・・・・・・・・	31
第 2 節	事業の目的・・・・・・・・	31
第 3 節	関係地積・・・・・・・・	31
第 2 章	地域の所在及び現況・・・・・・・・	31
第 1 節	地 域・・・・・・・・	31
第 2 節	地 積・・・・・・・・	32
第 3 節	現 況・・・・・・・・	32
第 3 章	基本計画・・・・・・・・	32
第 1 節	農地保全・・・・・・・・	32
第 2 節	環境配慮・・・・・・・・	33
第 4 章	工事又は管理の要領・・・・・・・・	33
第 1 節	工事・・・・・・・・	33
第 2 節	管理の要領・・・・・・・・	33
第 5 章	換地の要領・・・・・・・・	33
第 6 章	費用の概算・・・・・・・・	33
第 7 章	効 用・・・・・・・・	34
第 8 章	他の事業との関係・・・・・・・・	35
第 9 章	計画概要図・・・・・・・・	35
[II]	県営土地改良事業によって造成される	
	土地改良施設の予定管理方法	38
[III]	県営土地改良事業（つくば地区）における事業費及び	
	事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	39

[暗渠排水]	・・・・・・・・・・・・・・・・	40
[Ⅰ]	土地改良事業計画の概要	
第1章	目 的・・・・・・・・	40
第1節	事業の種類・・・・・・・・	40
第2節	事業の目的・・・・・・・・	40
第3節	関係地積・・・・・・・・	40
第2章	地域の所在及び現況・・・・・・・・	40
第1節	地 域・・・・・・・・	40
第2節	地 積・・・・・・・・	41
第3節	現 況・・・・・・・・	41
第3章	基本計画・・・・・・・・	41
第1節	暗渠排水・・・・・・・・	41
第2節	環境配慮・・・・・・・・	42
第4章	工事又は管理の要領・・・・・・・・	42
第1節	工事・・・・・・・・	42
第2節	管理の要領・・・・・・・・	42
第5章	換地の要領・・・・・・・・	42
第6章	費用の概算・・・・・・・・	42
第7章	効 用・・・・・・・・	43
第8章	他の事業との関係・・・・・・・・	44
第9章	計画概要図・・・・・・・・	44
[Ⅱ]	県営土地改良事業によって造成される	
	土地改良施設の予定管理方法 ・・・・・・・・	47
[Ⅲ]	県営土地改良事業（つくば地区）における事業費及び	
	事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準 ・・・・	48

[全 体]

[I] 土地改良事業計画変更理由

第1節 土地改良事業計画変更の内容

主 な 内 容	変 更 前	変 更 後	増 減	備 考
受 益 面 積 (全 体)	57. 0ha	57. 0ha	－ ha	
受 益 面 積 (用 水)	42. 1ha	42. 1ha	－ ha	
受 益 面 積 (排 水)	38. 3ha	38. 3ha	－ ha	
受 益 面 積 (農 地 保 全)	11. 6ha	10. 5ha	△1. 1ha	編入：－ ha 除外：1.1 ha
受 益 面 積 (暗 渠 排 水)	9. 3ha	9. 0ha	△0. 3ha	編入：0.1 ha 除外：0.4 ha
用 水	6. 7km	7. 0km	0. 3km	見直しによる
排 水	10. 5km	10. 5km	－ km	
農 地 保 全	83箇所	66箇所	△17箇所	
総 事 業 費 (全 体)	1,253,540 千円	1,326,840 千円	73,300 千円	事務的経費を除く
総 事 業 費 (用 水)	312,178 千円	339,151 千円	26,973 千円	
総 事 業 費 (排 水)	798,967 千円	841,033 千円	42,066 千円	
総 事 業 費 (農 地 保 全)	104,540 千円	106,661 千円	2,121 千円	
総 事 業 費 (暗 渠 排 水)	37,855 千円	39,995 千円	2,140 千円	
工 期	平成29年度～ 令和8年度	平成29年度～ 令和9年度	1年	

第2節 土地改良事業計画変更を必要とする理由

農業用排水施設(用水)は事業実施にあたり、地元調整をする中で、路線の見直し(追加、除外)などにより、事業量の変更が生じた。併せて事業費の変更が生じた。

農業用排水施設整備(排水)は事業実施にあたり、地元調整をする中で、路線の見直し(追加、除外)などにより延長の増減が生じた。また、自然増により事業費の変更が生じた。

農地保全は事業実施にあたり、地元調整をする中で、農地保全箇所の見直し(除外)などにより事業量の変更が生じ、併せて、受益面積及び事業費の変更が生じた。

暗渠排水は事業実施にあたり、地元調整をする中で、暗渠排水区域の見直し(追加、削除)などにより事業量の変更が生じた。併せて受益面積の増減及び事業費の変更が生じた。

工期については事業実施にあたり、積雪などにより一度の農閑期内に改修できる事業量が限られたことや、地元調整をする中で路線などの見直しを行ったため事業進捗に遅れが生じた。よって完了予定を令和8年度から令和9年度に変更する。

[全 体]

[Ⅱ]. 土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

第1節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

用水（土地改良法第2条第2項第1号農業用排水施設整備）

排水（土地改良法第2条第2項第1号農業用排水施設整備）

農地保全（土地改良法第2条第2項第7号農地保全）

暗渠排水（土地改良法第2条第2項第7号暗渠排水）

第2節. 事業の目的

本地区は豊田市の中心部より北東におよそ30km離れている。旧旭町地域の内、余平、槇本、日下部、伯母沢、旭八幡、惣田、小畑、伊熊、の8集落から構成されている水田地帯である。

本地区は、昭和53年から63年にかけて県営ほ場整備事業及び団体営ほ場整備事業等により面整備が行われてきたが、完了後30年が経過し開水路は老朽化及び不等沈下による流水阻害や断面不足を起こし、日々の水管理に多大な労力を費やしている。

また、一部農地においては排水不良のため農地が湿田化している上、山間地で急勾配のため農地法面の崩れ等の問題が起こっている。

本事業は、これら老朽化した施設の整備を行い、ほ場の均一化を図り、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

第3節. 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現 況	48.9	6.9	1.2	57.0	—	—	—	57.0
計 画	48.9	6.9	1.2	57.0	—	—	—	57.0

登記簿地積による

第2章 地域の所在及び現況

第1節. 地域

豊田市 余平町・槇本町・日下部町・伯母沢町・旭八幡町・惣田町・小畑町・伊熊町

第2節. 地積

(4) (11)

(令和8年2月現在) 単位 : ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	48.9	6.9	1.2	57.0	—	—	—	57.0

登記簿地積による

第3節. 現況

(1) 地域及び土質等

本地区は、豊田市の北東部に位置する一級河川介木川沿いに広がる標高 400m～500m 程度の、水稻を中心とした農業地帯である。水田土壌は強グライ土壌壤土還元型(Te-1)、灰色土壌壤土型(Hz-1)、灰褐色土壌壤土型(Fu-1)、畑土壌は柏原統(Ka-1)、幡豆統(H-1)の5系統である。

(2) 水利状況

用水は一級河川介木川、準用河川小畑川、惣田川、伊熊川、普通河川日下部川、日面川、介木川及び溪流より取水しており、開水路(U型水路)により各ほ場に配水している。

排水は、一級河川介木川、普通河川介木川に排水している。

用水路、排水路ともに、施工後 30 年が経過しており、老朽化や不等沈下により断面不足、流水阻害を起こし維持管理に多大な労力を費やしている。

(3) 道路状況

本地区内の道路は、大半の路線が市道認定を受け、アスファルト舗装されて幅員も確保されている。

(4) 営農状況

経営規模は1戸当たり田が 0.5ha、畑が 0.1ha の平均約 0.6ha となっている。水稻主体の農業地帯であるが、畑作物としてナスや自然薯などの野菜が栽培されている。

(5) 地域環境の概況

豊田市旭地区は、総面積の8割を山林が占め、河川や溪流沿いに農業が広がる中山間地域である。標高は 100m から 870m であり、110m から 400m の間に集落が点在し、耕地が展開されている。本地区の農業は水稻が主体であり、かんがい期になると水を張った水田に多くのカエル類やそれを食するヘビ、野鳥など多くの生き物が見られる。これらの水は洞ごとの湧水であり、水を保つ森林の保全と合わせて農業が営まれている。また、それらの水は1級河川矢作川の水となっている。

そのような環境の中、地区には前述の生き物のほか、ウリカワ、イチョウウキゴケなど

貴重な植物が生息しており、豊かな自然環境を彩っている。

こうした環境の維持、保全には農業の絶え間ない管理と育成の努力が必要であるが、近年過疎化とともに後継者不足が進み、公益機能や生態系機能の低下が危惧されている。

第3章 基本計画

本事業の受益面積は、57.0haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
全体	48.9	6.9	1.2	57.0
農業用排水施設整備（用水）	42.1	—	—	42.1
農業用排水施設整備（排水）	30.2	6.9	1.2	38.3
農地保全	(10.8) 9.7	0.8	—	(11.6) 10.5
暗渠排水	(9.1) 8.9	(0.2) 0.1	—	(9.3) 9.0

※重複分含む

第1節．農業用排水施設整備（用水）

用水路及び附帯する施設を改修し、水資源の有効利用、維持管理費の軽減を図るとともに、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

第2節．農業用排水施設整備（排水）

排水路及び附帯する施設を改修し、維持管理費の軽減を図るとともに、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

第3節．農地保全

承水路及び法面を整備することによって、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

第4節．暗渠排水

暗渠排水を整備することによって、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

第5節．環境配慮

本地区は、豊田市田園環境整備マスタープランにおいて、環境配慮区域となっている。

地区内の用排水路には、水生生物が見られ良好な生物生息空間が確保されているため、生息環境の保全に配慮していくものとする。

工事の施工においては、各所に合流柵を設置し小流量時の避難場所を確保するとともに水生植物の生息場所を確保し、地区内に生息する水生生物の生育環境を保全する。

施工時期は保全対象生物が少ない時期を選ぶこととする。また、濁水及び土砂流出の防止を図るとともに、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械を使用し、周辺環境に配慮する。

第4章 工事又は管理の要領

第1節. 工事

工事は、県営農地環境整備事業つくば地区として、

(6.7)

用水路工 7.0km

排水路工 10.5km

(83)

農地保全（法面保護・承水路工）66箇所

(9.3)

暗渠排水 9.0ha

を施工する。

予定工期

着手 平成29年度

(令和8)

完了 令和9年度（予定）

第2節. 管理の要領

（県営農地環境整備事業つくば地区により造成される土地改良施設は豊田市及び各受益者が管理する。）

県営農地環境整備事業つくば地区により造成される土地改良施設のうち用水路は旭土地改良区が管理する。排水路については豊田市が管理する。法面、承水路及び暗渠排水は各受益者が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

事業名	事業費※ ¹	事務的経費※ ²	合計
農業用排水施設整備（用水）	(312, 178) 339, 151 千円	(19, 668) 20, 861 千円	(331, 846) 360, 012 千円
農業用排水施設整備（排水）	(798, 967) 841, 033 千円	(48, 084) 51, 001 千円	(847, 051) 892, 034 千円
農地保全	(104, 540) 106, 661 千円	(6, 581) 6, 980 千円	(111, 121) 113, 641 千円
暗渠排水	(37, 855) 39, 995 千円	(2, 936) 3, 115 千円	(40, 791) 43, 110 千円
合計	(1, 253, 540) 1, 326, 840 千円	(77, 269) 81, 957 千円	(1, 330, 809) 1, 408, 797 千円

(4)

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効用

効果項目 \ 区分	年 総 効 果 (便 益) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果	(63,135) 107,267 千円	(20,611) 28,964 千円	
品 質 向 上 効 果	(1,768) 2,250 千円	— 千円	
営 農 経 費 節 減 効 果	(△1,091) △1,143 千円	— 千円	
維 持 管 理 費 節 減 効 果	(1,814) 2,271 千円	(2,763) 3,235 千円	
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果	(8,461) 13,973 千円	— 千円	
合 計	(74,087) 124,618 千円	(23,374) 32,199 千円	

<参考>	(1,190,124)
① 当該事業費	: 1,600,976 千円 (288,863)
② その他費用	: 314,161 千円 (1,478,987)
③ 総費用（現在価値化）	: 1,915,137 千円 (1,209)
④ 年償還額	: 956 千円/年 (1,209)
④' うち機能向上分	: 956 千円/年 (74,087)
⑤ 年総効果（便益）額	: 124,618 千円/年 (43,427)
⑥ 現況年総農業所得額	: 52,264 千円/年 (23,374)
⑦ 年総増加農業所得額	: 32,199 千円/年 (50)
評価期間	: 51 年
割引率	: 0.04 (1,887,686)
⑧ 総便益額（現在価値化）	: 3,587,277 千円 (1.27)
⑨ 総費用総便益比 (⑧÷③)	: 1.87 ≥ 1.0 (0.028)
⑩ 総所得償還率 (④÷⑥)	: 0.018 ≤ 0.2 (0.052)
⑪ 増加所得償還率 (④' ÷ ⑦)	: 0.030 ≤ 0.4

第8章 他の事業との関係

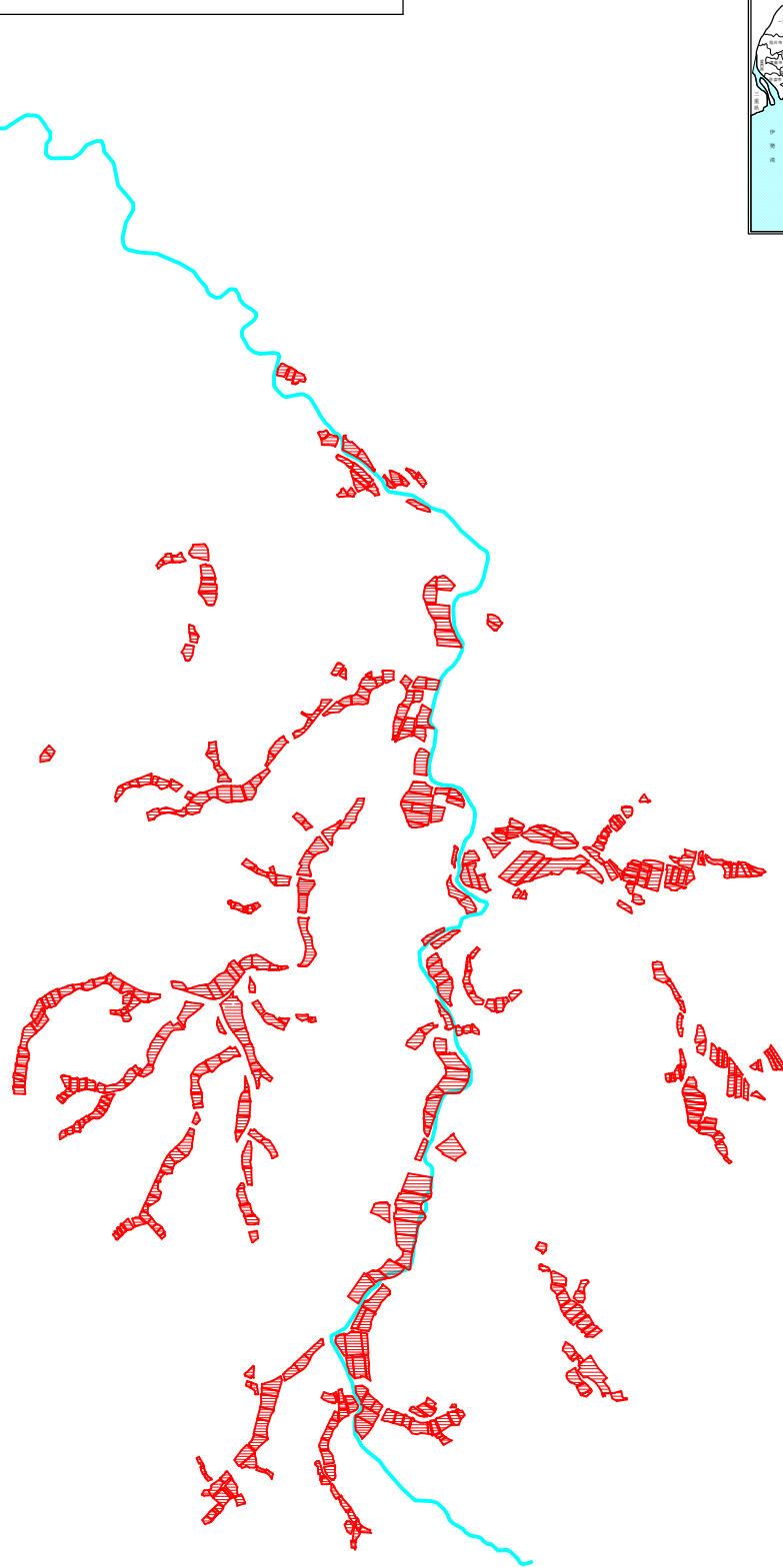
県営農地環境整備事業つくば地区においては、本土地改良事業のほかに土地改良法に基づかない事業として保全管理区域における遊水池及び排水路整備を行う予定である。概算の事業費は37,291千円である。

第9章 計画概要図

次頁のとおり

平成29年度新規採択希望
令和4年度（変更第1回）
令和8年度（変更第2回） 農地環境整備事業

つくば地区 計画概要図（変更なし）



凡 例	
	市 町 村 界
	事業計画区域

出典：国土地理院発行2.5万分の1地形図

[Ⅲ]. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

(一)

豊田市、旭土地改良区、各受益者

2. 管理すべき施設

(一)

用水路及び附帯する施設は旭土地改良区が、排水路及び附帯する施設は豊田市が、承水路及び法面・暗渠排水は各受益者がそれぞれ管理する。

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

(2,380)

年間管理費 約 2,412 千円

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

[IV]. 県営土地改良事業（つくば地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 土地改良事業に要する費用

	(1331)
費 用	1409 百万円
	(1254)
事 業 費 ^{※1)}	1327 百万円
	(77)
事務的経費 ^{※2)}	82 百万円
	(4)

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位: %)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農業用排水施設整備 (用水)	55	30	12.5	2.5	
農業用排水施設整備 (排水)	55	30	15	—	
農地保全	55	30	12.5	2.5	
暗渠排水	55	30	12.5	2.5	
(事務的経費)					
農業用排水施設整備 (用水)	—	100	—	—	
農業用排水施設整備 (排水)	—	100	—	—	
農地保全	—	100	—	—	
暗渠排水	—	100	—	—	

3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

(ア) 農家（法3条資格者等）

本事業の施行に係る地域を地区とする旭土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項及び愛知県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和40年条例第19号）第2条第1項の規定により、愛知県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金額を負担する。

(イ) 市町村負担

本事業の施行に係る地域の豊田市は、法第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担の予定基準

旭土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課する。

5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途にするため所有権の移転等を受けて、目的外用途にした場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。

〔 農業用排水施設整備（用水） 〕

〔 I 〕. 土地改良事業計画の概要

第 1 章 目 的

第 1 節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

用水（土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号農業用排水施設整備）

第 2 節. 事業の目的

本地区は豊田市の中心部より北東におよそ 30km 離れている。旧旭町地域の内、余平、槇本、日下部、伯母沢、旭八幡、惣田、小畑、伊熊、の 8 集落から構成されている水田地帯である。

本地区は、昭和 53 年から 63 年にかけて県営ほ場整備及び団体営ほ場整備等により面整備が行われてきたが、完了後 30 年が経過し開水路は老朽化及び不等沈下による流水阻害や断面不足を起こし、日々の水管理に多大な労力を費やしている。

本事業は、用水路の整備を行い、ほ場の均一化を図り、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

第 3 節. 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現 況	42.1	—	—	42.1	—	—	—	42.1
計 画	42.1	—	—	42.1	—	—	—	42.1

登記簿地積による

第 2 章 地域の所在及び現況

第 1 節. 地域

豊田市 余平町・槇本町・日下部町・伯母沢町・旭八幡町・惣田町・小畑町・伊熊町

第2節. 地積

(4) (11)

(令和8年2月現在) 単位 : ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	42.1	—	—	42.1	—	—	—	42.1

登記簿地積による

第3節. 現況

(1) 地域及び土質等

〔全体〕と同じ

(2) 水利状況

用水は一級河川介木川、準用河川小畑川、惣田川、伊熊川、普通河川日下部川、日面川、介木川及び溪流より取水しており、開水路（U型水路）により各ほ場に配水している。

用水路は、施工後30年が経過しており、老朽化や不等沈下により断面不足、流水阻害を起こし、耕地の汎用化が図れないだけでなく、維持管理に多大な労力を費やしている。

(3) 道路状況

〔全体〕と同じ

(4) 営農状況

〔全体〕と同じ

(5) 地域環境の概況

〔全体〕と同じ

第3章 基本計画

本事業の受益面積は、42.1haである。

(単位 : ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
農業用排水施設整備（用水）	42.1	—	—	42.1

第1節. 農業用排水施設整備（用水）

用水路及び附帯する施設を改修し、水資源の有効利用、維持管理費の軽減を図るとともに、

優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大の防止を図る。

第2節．環境配慮

〔 全 体 〕と同じ

第4章 工事又は管理の要領

第1節. 工事

工事は、県営農地環境整備事業つくば地区として、

(6.7)

用水路工 7.0km を施工する。

予定工期

着手 平成29年度

(令和8)

完了 令和9年度(予定)

第2節. 管理の要領

(豊田市)

県営農地環境整備事業つくば地区により造成される土地改良施設は旭土地改良区が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

事業名	事業費※1)	事務的経費※2)	合計
農業用排水施設整備(用水)	(312,178) 339,151千円	(19,668) 20,861千円	(331,846) 360,012千円
合計	(312,178) 339,151千円	(19,668) 20,861千円	(331,846) 360,012千円

(4)

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効用

効果項目 \ 区分	年 総 効 果 (便 益) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果	(18,973) 36,601 千円	— 千円	
品 質 向 上 効 果	(1,101) 1,438 千円	— 千円	
営 農 経 費 節 減 効 果	(△1,091) △1,143 千円	— 千円	
維 持 管 理 費 節 減 効 果	(1,294) 1,526 千円	(1,696) 1,935 千円	
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果	(2,592) 5,645 千円	— 千円	
計	(22,869) 44,067 千円	(1,696) 1,935 千円	

<参考>		(303,986)
① 当該事業費	:	396,075 千円
		(46,285)
② その他費用	:	73,025 千円
		(350,271)
③ 総費用（現在価値化）	:	469,100 千円
		(830)
④ 年償還額	:	667 千円/年
		(830)
④' うち機能向上分	:	667 千円/年
		(22,869)
⑤ 年総効果（便益）額	:	44,067千円/年
		(6,513)
⑥ 現況年総農業所得額	:	11,684千円/年
		(1,696)
⑦ 年総増加農業所得額	:	1,935 千円/年
		(50)
評価期間	:	51 年
割引率	:	0.04
		(610,507)
⑧ 総便益額（現在価値化）	:	1,340,326 千円
		(1.74)
⑨ 総費用総便益比（⑧÷③）	:	2.85 ≥ 1.0
		(0.127)
⑩ 総所得償還率（④÷⑥）	:	0.057 ≤ 0.2
		(0.489)
⑪ 増加所得償還率（④' ÷⑦）	:	0.345 ≤ 0.4

第8章 他の事業との関係

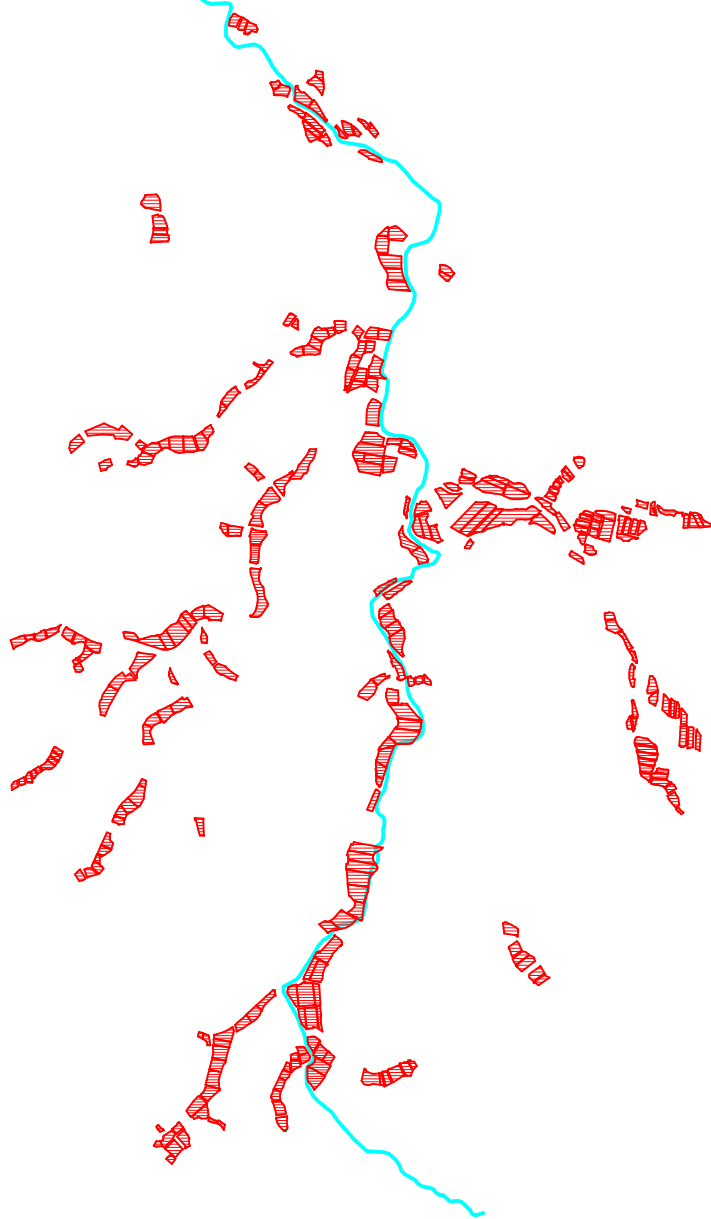
〔 全 体 〕と同じ

第9章 計画概要図

次頁のとおり

平成29年度新規採択希望
令和4年度（変更第1回）
令和8年度（変更第2回） 農地環境整備事業

つくば地区 計画概要図（変更なし）



凡 例	
	市 町 村 界
	用 水 受 益

出典：国土地理院発行2.5万分の1地形図

[Ⅱ]. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

(豊田市)
旭土地改良区

2. 管理すべき施設

用水路及び附帯する施設

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規定による。

4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

(870)
年間管理費 約 884 千円

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

[Ⅲ]. 県営土地改良事業（つくば地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 土地改良事業に要する費用

	(332)
費 用	360 百万円
	(312)
事 業 費 ^{※1)}	339 百万円
	(20)
事務的経費 ^{※2)}	21 百万円
	(4)

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位: %)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農業用排水施設整備 (用水)	55	30	12.5	2.5	
(事務的経費)					
農業用排水施設整備 (用水)	—	100	—	—	

3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

[全 体] と同じ

4. 地元負担の予定基準

[全 体] と同じ

5. 特別徴収金

[全 体] と同じ

〔 農業用排水施設整備(排水) 〕

[I]. 土地改良事業計画の概要

第 1 章 目 的

第 1 節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

排水（土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号農業用排水施設整備）

第 2 節. 事業の目的

本地区は豊田市の中心部より北東におよそ 30km 離れている。旧旭町地域の内、余平、槇本、日下部、伯母沢、旭八幡、惣田、小畑、伊熊、の 8 集落から構成されている水田地帯である。

本地区は、昭和 53 年から 63 年にかけて県営ほ場整備及び団体営ほ場整備等により面整備が行われてきたが、完了後 30 年が経過し開水路は老朽化及び不等沈下による流水阻害や断面不足を起こし、日々の水管理に多大な労力を費やしている。

本事業は、これらの排水路の整備を行い、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

第 3 節. 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現 況	30.2	6.9	1.2	38.3	—	—	—	38.3
計 画	30.2	6.9	1.2	38.3	—	—	—	38.3

登記簿地積による

第 2 章 地域の所在及び現況

第 1 節. 地域

豊田市 余平町・槇本町・日下部町・伯母沢町・旭八幡町・惣田町・小畑町・伊熊町

第 2 節. 地積

(4) (11)

(令和 8 年 2 月現在) 単位：ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	30.2	6.9	1.2	38.3	—	—	—	38.3

登記簿地積による

第3節. 現況

(1) 地域及び土質等

〔 全 体 〕と同じ

(2) 水利状況

排水は、一級河川介木川、普通河川介木川に排水している。

排水路は、施工後 30 年が経過しており、老朽化や不等沈下による断面不足、流水阻害のため、農地が湿田化し維持管理に多大な労力を費やしている。

(3) 道路状況

〔 全 体 〕と同じ

(4) 営農状況

〔 全 体 〕と同じ

(5) 地域環境の概況

〔 全 体 〕と同じ

第3章 基本計画

本事業の受益面積は、38.3ha である。

(単位：ha)

事 業 名	田	畑	樹園地	計
農業用排水施設整備(排水)	30.2	6.9	1.2	38.3

第1節. 農業用排水施設整備(排水)

排水路及び附帯する施設を改修し、維持管理費の軽減を図るとともに、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大の防止を図る。

第2節. 環境配慮

〔 全 体 〕と同じ

第4章 工事又は管理の要領

第1節. 工事

工事は、県営農地環境整備事業つくば地区として、

排水路工 10.5km を施工する。

予定工期

着手 平成 29 年度

(令和 8)

完了 令和 9 年度 (予定)

第2節. 管理の要領

県営農地環境整備事業つくば地区により造成される土地改良施設は豊田市が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

事 業 名	事業費※1)	事務的経費※2)	合 計
農業用排水施設整備 (排水)	(798,967) 841,033 千円	(48,084) 51,001 千円	(847,051) 892,034 千円
合 計	(798,967) 841,033 千円	(48,084) 51,001 千円	(847,051) 892,034 千円

(4)

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効用

効果項目 \ 区分	年 総 効 果 (便 益) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果	(37,630) 60,312 千円	(16,102) 22,400 千円	
品 質 向 上 効 果	(527) 673 千円	— 千円	
維 持 管 理 費 節 減 効 果	(734) 957 千円	(1,251) 1,482 千円	
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果	(4,990) 6,892 千円	— 千円	
計	(43,881) 68,834 千円	(17,353) 23,882 千円	

< 参考 >		(790,479)
① 当該事業費	:	1,029,405 千円 (209,576)
② その他費用	:	194,498 千円 (1,000,055)
③ 総費用（現在価値化）	:	1,223,903 千円
④ 年償還額	:	— 千円/年
④'のうち機能向上分	:	— 千円/年 (43,881)
⑤ 年総効果（便益）額	:	68,834 千円/年 (36,087)
⑥ 現況年総農業所得額	:	44,410 千円/年 (17,353)
⑦ 年総増加農業所得額	:	23,882 千円/年 (50)
評価期間	:	51 年
割引率	:	0.04 (1,086,333)
⑧ 総便益額（現在価値化）	:	1,943,333 千円 (1.08)
⑨ 総費用総便益比（⑧÷③）	:	1.58 ≥ 1.0
⑩ 総所得償還率（④÷⑥）	:	— ≤ 0.2
⑪ 増加所得償還率（④'÷⑦）	:	— ≤ 0.4

第8章 他の事業との関係

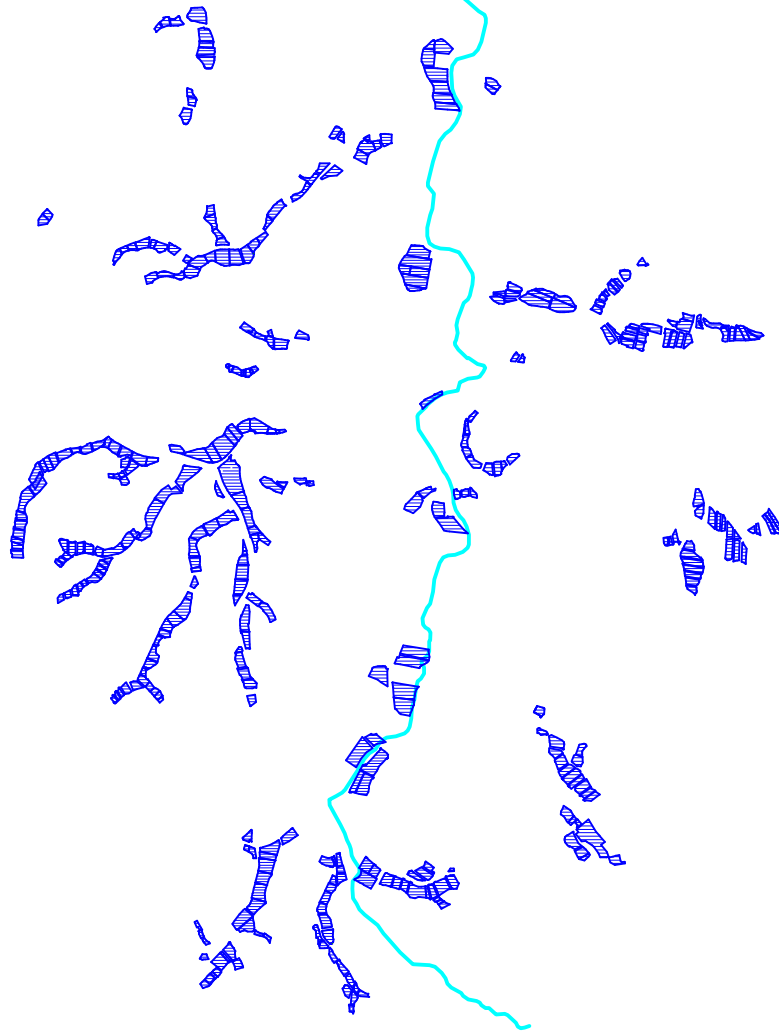
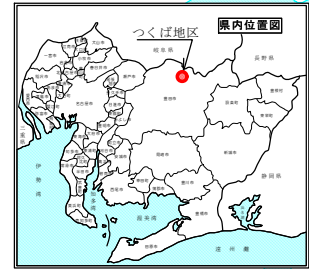
〔 全 体 〕と同じ

第9章 計画概要図

次頁のとおり

平成29年度新規採択希望
令和4年度（変更第1回）
令和8年度（変更第2回） 農地環境整備事業

つくば地区 計画概要図（変更なし）



凡 例	
	市 町 村 界
	排 水 受 益

出典：国土地理院発行2.5万分の1地形図

[Ⅱ]. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

豊田市

2. 管理すべき施設

排水路及び附帯する施設

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する事項

管理者の定める規程による。

4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

(1,296)

年間管理費 約 1,316 千円

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

[Ⅲ]. 県営土地改良事業（つくば地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 土地改良事業に要する費用

	(847)
費 用	892 百万円
	(799)
事 業 費 ^{※1)}	841 百万円
	(48)
事務的経費 ^{※2)}	51 百万円
	(4)

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位: %)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農業用排水施設整備 (排水)	55	30	15	—	
(事務的経費)					
農業用排水施設整備 (排水)	—	100	—	—	

3. 土地改良法第91条の規定による負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の豊田市は、法第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担の予定基準

該当なし

5. 特別徴収金

[全 体] と同じ

〔 農地保全 〕

[I]. 土地改良事業計画の概要

第 1 章 目 的

第 1 節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

農地保全（土地改良法第 2 条第 2 項第 7 号農地保全）

第 2 節. 事業の目的

本地区は豊田市の中心部より北東におよそ 30km 離れている。旧旭町地域の内、余平、槇本、日下部、伯母沢、旭八幡、惣田、小畑、伊熊、の 8 集落から構成されている水田地帯である。

本地区は、昭和 53 年から 63 年にかけて県営ほ場整備及び団体営ほ場整備等により面整備が行われてきたが、農地に関しては一部の農地が未整備であり、営農に多大の労力がかかっている。また、山間地で急勾配のため農地法面の崩れ等の問題が起こっている。

本事業は、農地保全の事業を行い、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

第 3 節. 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現 況	(10.8) 9.7	0.8	—	(11.6) 10.5	—	—	—	(11.6) 10.5
計 画	(10.8) 9.7	0.8	—	(11.6) 10.5	—	—	—	(11.6) 10.5

登記簿地積による

第 2 章 地域の所在及び現況

第 1 節. 地域

豊田市 槇本町・日下部町・伯母沢町・惣田町・伊熊町

第2節. 地積

(4) (11)

(令和8年2月現在) 単位 : ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	(10.8) 9.7	0.8	—	(11.6) 10.5	—	—	—	(11.6) 10.5

登記簿地積による

第3節. 現況

(1) 地域及び土質等

[全 体] と同じ

(2) 水利状況

[全 体] と同じ

(3) 道路状況

[全 体] と同じ

(4) 営農状況

[全 体] と同じ

(5) 地域環境の概況

[全 体] と同じ

第3章 基本計画

(11.6)

本事業の受益面積は、10.5ha である。

(単位 : ha)

事 業 名	田	畑	樹園地	計
農地保全	(10.8) 9.7	0.8	—	(11.6) 10.5

第1節. 農地保全

承水路及び法面を整備することによって、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大の防止を図る。

第2節. 環境配慮

〔 全 体 〕と同じ

第4章 工事又は管理の要領

第1節. 工事

工事は、県営農地環境整備事業つくば地区として、

(83)

農地保全（法面保護・承水路工） 66箇所 を施工する。

予定工期

着手 平成29年度

(令和8)

完了 令和9年度（予定）

第2節. 管理の要領

県営農地環境整備事業つくば地区により造成される土地改良施設は各受益者が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

事業名	事業費※1)	事務的経費※2)	合計
農地保全	(104,540) 106,661千円	(6,581) 6,980千円	(111,121) 113,641千円
合計	(104,540) 106,661千円	(6,581) 6,980千円	(111,121) 113,641千円

(4)

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効用

効果項目 \ 区分	年 総 効 果 (便 益) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果	(4, 588) 7, 261 千円	(2, 353) 3, 471 千円	
品 質 向 上 効 果	(140) 139 千円	— 千円	
維 持 管 理 費 節 減 効 果	(△113) △114 千円	(△83) △84 千円	
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果	(619) 1013 千円	— 千円	
計	(5, 234) 8, 299 千円	(2, 270) 3, 387 千円	

＜参考＞	(77, 467)
① 当該事業費	: 127, 635 千円
	(21, 813)
② その他費用	: 31, 088 千円
	(99, 280)
③ 総費用(現在価値化)	: 158, 723 千円
	(278)
④ 年償還額	: 210 千円/年
	(278)
④' うち機能向上分	: 210 千円/年
	(5, 234)
⑤ 年総効果(便益) 額	: 8, 299 千円/年
	(5, 264)
⑥ 現況年総農業所得額	: 6, 225 千円/年
	(2, 270)
⑦ 年総増加農業所得額	: 3, 387 千円/年
	(50)
評価期間	: 51 年
割引率	: 0. 04
	(104, 322)
⑧ 総便益額(現在価値化)	: 226, 592 千円
	(1. 05)
⑨ 総費用総便益比 (⑧÷③)	: 1. 42 ≥ 1. 0
	(0. 053)
⑩ 総所得償還率 (④÷⑥)	: 0. 034 ≤ 0. 2
	(0. 120)
⑪ 増加所得償還率 (④' ÷⑦)	: 0. 062 ≤ 0. 4

第8章 他の事業との関係

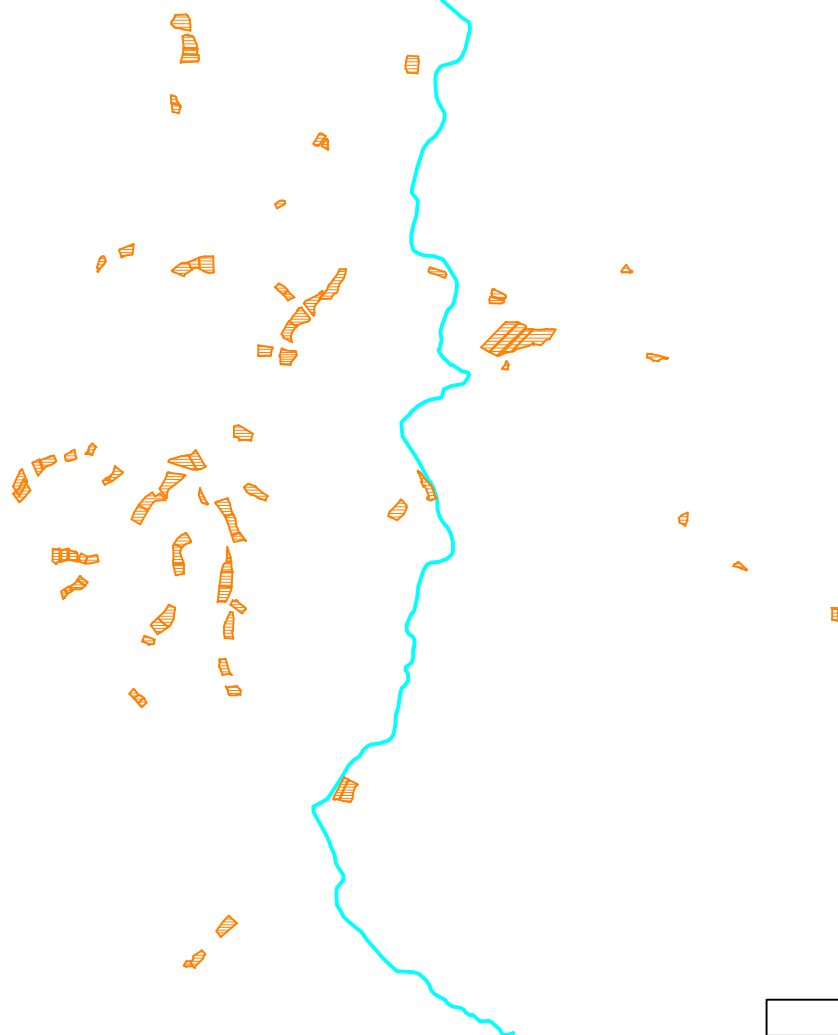
〔 全 体 〕と同じ

第9章 計画概要図

次頁のとおり

平成29年度新規採択希望
 令和4年度（変更第1回）
 令和8年度（変更第2回） 農地環境整備事業

つくば地区 計画概要図（変更前）

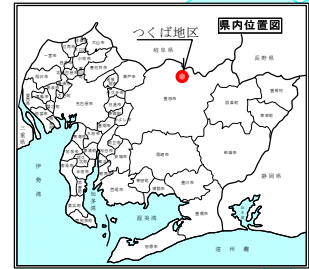


凡 例	
	市 町 村 界
	農地保全受益

出典：国土地理院発行2.5万分の1地形図

平成29年度新規採択希望
 令和4年度（変更第1回）
 令和8年度（変更第2回） 農地環境整備事業

つくば地区 計画概要図（変更後）



凡 例	
	市 町 村 界
	農地保全受益

出典：国土地理院発行2.5万分の1地形図

[Ⅱ]. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

各受益者

2. 管理すべき施設

承水路及び法面

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規定による。

4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

(113)

年間管理費 約 114 千円

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

[Ⅲ]. 県営土地改良事業（つくば地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 土地改良事業に要する費用

	(111)
費 用	114 百万円
	(105)
事 業 費 ^{※1)}	107 百万円
	(6)
事務的経費 ^{※2)}	7 百万円
	(4)

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位: %)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農地保全	55	30	12.5	2.5	
(事務的経費)					
農地保全	—	100	—	—	

3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

[全 体] と同じ

4. 地元負担の予定基準

[全 体] と同じ

5. 特別徴収金

[全 体] と同じ

〔 暗渠排水 〕

[I]. 土地改良事業計画の概要

第 1 章 目 的

第 1 節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

暗渠排水（土地改良法第 2 条第 2 項第 7 号暗渠排水）

第 2 節. 事業の目的

本地区は豊田市の中心部より北東におよそ 30km 離れている。旧旭町地域の内、余平、槇本、日下部、伯母沢、旭八幡、惣田、小畑、伊熊、の 8 集落から構成されている水田地帯である。

本地区は、昭和 53 年から 63 年にかけて県営ほ場整備及び団体営ほ場整備等により面整備が行われてきたが、農地に関しては一部の農地が未整備であり、一部農地においては排水不良のため農地が湿田化しており営農に多大の労力がかかっている。

本事業は、暗渠排水整備を行い、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

3. 関係地積

単位 : ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現 況	(9.1) 8.9	(0.2) 0.1	—	(9.3) 9.0	—	—	—	(9.3) 9.0
計 画	(9.1) 8.9	(0.2) 0.1	—	(9.3) 9.0	—	—	—	(9.3) 9.0

登記簿地積による

第 2 章 地域の所在及び現況

第 1 節. 地域

豊田市 余平町・旭八幡町・日下部町・伊熊町・惣田町・小畑町

第2節. 地積

(4) (11)

(令和8年2月現在) 単位 : ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	(9.1) 8.9	(0.2) 0.1	—	(9.3) 9.0	—	—	—	(9.3) 9.0

登記簿地積による

第3節. 現況

(1) 地域及び土質等

[全 体] と同じ

(2) 水利状況

[全 体] と同じ

(3) 道路状況

[全 体] と同じ

(4) 営農状況

[全 体] と同じ

(5) 地域環境の概況

[全 体] と同じ

第3章 基本計画

(9.3)

本事業の受益面積は、9.0ha である。

(単位 : ha)

事 業 名	田	畑	樹園地	計
暗渠排水	(9.1) 8.9	(0.2) 0.1	—	(9.3) 9.0

第1節. 暗渠排水

暗渠排水を整備することによって、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大の防止を図る。

第2節. 環境配慮

〔 全 体 〕と同じ

第4章 工事又は管理の要領

第1節. 工事

工事は、県営農地環境整備事業つくば地区として、

(9.3)

暗渠排水 9.0ha を施工する。

予定工期

着手 平成29年度

(令和8)

完了 令和9年度(予定)

第2節. 管理の要領

県営農地環境整備事業つくば地区により造成される土地改良施設は各受益者が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

事業名	事業費※1)	事務的経費※2)	合 計
暗渠排水	(37,855) 39,995 千円	(2,936) 3,115 千円	(40,791) 43,110 千円
合 計	(37,855) 39,995 千円	(2,936) 3,115 千円	(40,791) 43,110 千円

(4)

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効用

効果項目 \ 区分	年 総 効 果 (便 益) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果	(1,944) 3,093 千円	(2,156) 3,093 千円	
維 持 管 理 費 節 減 効 果	(△101) △98 千円	(△101) △98 千円	
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果	(260) 423 千円	— 千円	
計	(2,103) 3,418 千円	(2,055) 2,995 千円	

< 参考 >	(18,192)	
① 当該事業費	: 47,861 千円	
	(11,189)	
② その他費用	: 15,550 千円	
	(29,381)	
③ 総費用（現在価値化）	: 63,411 千円	
	(101)	
④ 年償還額	: 79 千円/年	
	(101)	
④' うち機能向上分	: 79 千円/年	
	(2,103)	
⑤ 年総効果（便益）額	: 3,418 千円/年	
	(4,071)	
⑥ 現況年総農業所得額	: 5,042 千円/年	
	(2,055)	
⑦ 年総増加農業所得額	: 2,995 千円/年	
	(50)	
評価期間	: 51 年	
割引率	: 0.04	
	(36,126)	
⑧ 総便益額（現在価値化）	: 77,026 千円	
	(1.22)	
⑨ 総費用総便益比（⑧÷③）	: 1.21 ≥ 1.0	
	(0.025)	
⑩ 総所得償還率（④÷⑥）	: 0.016 ≤ 0.2	
	(0.049)	
⑪ 増加所得償還率（④' ÷⑦）	: 0.026 ≤ 0.4	

第8章 他の事業との関係

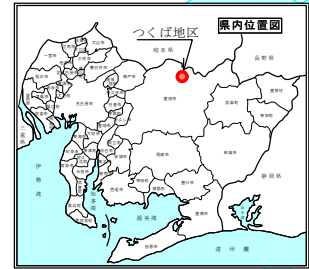
〔 全 体 〕と同じ

第9章 計画概要図

次頁のとおり

平成29年度新規採択希望
 令和4年度（変更第1回）
 令和8年度（変更第2回） 農地環境整備事業

つくば地区 計画概要図（変更前）

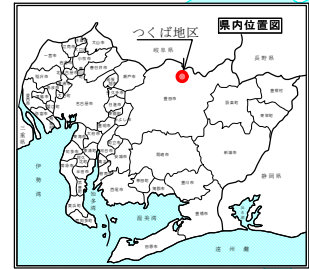


凡 例	
	市 町 村 界
	暗渠排水受益

出典：国土地理院発行2.5万分の1地形図

平成29年度新規採択希望
令和4年度（変更第1回）
令和8年度（変更第2回） 農地環境整備事業

つくば地区 計画概要図（変更後）



凡 例	
	市 町 村 界
	暗渠排水受益

出典：国土地理院発行2.5万分の1地形図

[Ⅱ]. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

各受益者

2. 管理すべき施設

暗渠排水

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規定による。

4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

(101)

年間管理費 約 98 千円

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

[Ⅲ]. 県営土地改良事業（つくば地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 土地改良事業に要する費用

	(41)
費 用	43 百万円
	(38)
事 業 費 ^{※1)}	40 百万円
事務的経費 ^{※2)}	3 百万円
	(4)

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位: %)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
暗渠排水	55	30	12.5	2.5	
(事務的経費)					
暗渠排水	—	100	—	—	

3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

[全 体] と同じ

4. 地元負担の予定基準

[全 体] と同じ

5. 特別徴収金

[全 体] と同じ